

大東監 第 177 号  
平成 22 年 1 月 20 日

請求人 様

大東市監査委員 北本 慶三

### 住民監査請求について（通知）

平成 21 年 12 月 15 日付で提出された住民監査請求書について、平成 21 年 12 月 24 日付大東監第 168 号により、監査請求の様式および事実証明書の提出について補正を求めましたが、平成 22 年 1 月 8 日付で提出されたものは、遺憾ながら独自の見解と解釈に基づく主張をしているに過ぎないもので、補正として認められないものである。

請求人は債権放棄の議決は市に損害を与える不法行為に当たるものとして、その議案を提出した議員とその議案に賛成した議員、及び債権回収を没却、喪失せしめる不法行為に加担実行し、市に損害を与えたとする市長を、監査請求の対象としているものと解される。

しかしながら、議会の議員は地方自治法上の用語例に照らし、地方自治法第 242 条第 1 項に規定している「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員」の、そのいずれにも当たらないことは明白であることから、住民監査請求の対象者とはなりません。

また、市長に係る違法不当性について主張されていることを直接根拠づけるものと解されるような書面の提出もないことから、本件監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に定める要件を満たさないものと判断し、却下とする。

なお、三ツ川監査委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。